

最上町議会 インターネット等 情報発信 使用ガイドライン

このガイドラインは最上町議会議員のインターネット等での情報発信に際して
基本的な利用方法とマナーについて定めるものです。
議会議員の場合、ネット等で公開された自身のコメントはグローバルに影響し
また恒久的にその記録が残ることを常に意識することが必要です。

- 1) 議会議員として、組織の一員であることを自覚して情報発信すること。
- 2) 個人による言論の自由と異なり、議員の情報発信には必ず責任が生じることを認識すること。
- 3) 自分個人の見解にもかかわらず、議会全体の考え、あるいは町の方針、公式見解であると誤解されるような発言・投稿をしないこと。
- 4) 議会での議論の流れをコントロールする目的の投稿をしないこと。
- 5) 著作権、商標権、肖像権などの第三者の権利を侵害する投稿をしないこと。
- 6) 否定的・中傷的な意見に関して、自分の判断で反論や議論を展開し、個人対応をしないこと。
- 7) 機密情報はもちろんのこと、まだ検討段階のもの、結論に達していないもの、議会全体の合意を得ていないものの記載は一切行わないこと。
- 8) 誤解を招く曖昧な表現は避け、憶測を引き起こす結果になる記載は行わないこと。

令和2年6月5日制定